

特別解説

中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs)

はじめに

中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs。以下「中小企業版IFRS」という。)は、国際会計基準審議会 (IASB) が中小企業 (Small and Medium-sized Enterprise : SME) のために特別に開発したものであり、国際財務報告基準 (以下「完全版IFRS」という。)とは別個の独立した基準である。

初版は2009年7月に公表され、2015年5月に修正が施されて現在に至っている。

ここで、「中小企業」とは次のように定義されている (1.2項)。

- (a) 公的説明責任を有さず、かつ
- (b) 外部利用者に一般目的財務諸表を公表している。外部利用者の例には、事業経営に関与していない事業主、現在の及び潜在的な債権者、並びに格付け機関が含まれるとされている。

さらに、1.3項において、「公的説明責任を有する」のは以下のような場合であるとされてい

る。

- (a) 企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場で取引されているか又は発行の過程にある場合 又は
- (b) 自己の主要事業の一つとして、外部者の広範なグループの受託者として資産を保持している場合 (ほとんどの銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー、ディーラー、投資信託会社及び投資銀行がこの第二の要件を満たすであろう。)

すなわち、中小企業版IFRSの適用が想定されるのは、財務諸表を作成する非上場企業 (いわゆる「Public Interest Entity : PIE」に該当しない企業) ということになると思われる。今後本稿では、Small and Medium-sized Enterprise (SME) を「中小企業」というが、これは「従業員数〇〇名以下の小規模な企業」という意味ではないため、留意が必要である。

中小企業版IFRSの全世界における適用状況

情報が入手できる168カ国のうち、完全版IFRSについては147カ国が強制適用しているのに対して (2023年9月現在)、中小企業版IFRSの適用状況については、表1のとおりとなっ

ている (2024年1月現在)。

表1の①の国の例としては、ブラジル、香港、フィリピン、シンガポール、南アフリカ、スイス、英国などがあるが、南米、アフリカ、